議　事　録

会議名称	令和８年度第１回加古川市人権教育啓発推進審議会
日　　時	令和８年９月 28 日（月曜日）　午後３時～午後５時
場　　所	人権文化センター　中ホール
出 席 者	＜委員＞ 森 実会長、上田 博紀副会長、嶋 基伸委員、魚住 信裕委員、 浜田 時子委員、坂田 亨委員、神吉 孝昌委員、黒田 おさみ委員、 鹿多 証道委員、清田 美由紀委員、岡村 昌夫委員、高田 利枝子委員 ＜事務局＞ 山野市民協働部長、名生市民協働部参事（兼）人権文化センター所長、 東人権文化センター副所長、金澤総務・研修係長、記村指導主事（兼）教育・啓発係長、山中啓発推進担当係長、夫総務・研修係主査
会議次第	１　開会 ２　自己紹介 ３　会長及び副会長の選出 ４　議事 加古川市人権に関する市民意識調査　速報結果について 令和８年度人権文化センター事業予定について ５　その他 ６　閉会
配付資料	・令和８年度　加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・加古川市人権に関する市民意識調査速報報告資料 ・人権文化センターだより（第 56～57、臨時 22 号）
傍聴者の数	４人

開会	司会	ただいまより、令和８年度第１回加古川市人権教育啓発 推進審議会を開会いたします。 本審議会の出席状況ですが、委員 13 名中 12 名の出席となっておりますので、加古川市人権教育啓発推進審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。
自己紹介		（順次自己紹介）
会長及び副会長の選出	司会	続いて、本審議会の会長及び副会長の選出を行いたいと思います。 （会長・副会長の選出）
議事	司会	配布資料の確認をさせていただきます。 まず、事前に送付させていただいております、 資料１　令和８年度加古川市人権文化センター事業予定 について 資料２　令和７年度加古川市人権文化センター事業報告 について 資料３　「令和８年度相談件数・相談分類表」 資料４　加古川市人権教育啓発推進審議会　委員名簿 資料５　加古川市人権教育啓発推進審議会　規則 これらの資料については、あらかじめ郵送させていただいております。本日お持ちでない方はお申し出ください。 次に、当日配布資料として机上にお配りしております 資料６　加古川市人権に関する市民意識調査速報報告資料 資料７　事務局名簿 「令和８年度加古川市人権に関する市民意識調査票」 「令和３年度加古川市人権に関する市民意識調査報告書」 人権文化センターだより（56～57 号、臨時 22 号） となります、不足がございましたらお申し出ください。 それでは、これからの議事の進行は、審議会規則第６条第１項の規定により、会長にお願いしたいと思います。 会長、よろしくお願いいたします。
	会長	開会にあたりまして、ここで傍聴人の方に入室していただきたいと思いますので、事務局、案内をお願いします。 （傍聴人入室） 本日の審議会に関しましては、原則公開としますが、内容の都合上、非公開とすべきと判断する場合は、審議会規則により会長の判断で非公

		開とさせていただきたいと思います。 それでは、議事の「加古川市人権に関する市民意識調査結果（速報）について」、事務局から説明をお願いします。
	事務局	「加古川市人権に関する市民意識調査」につきましては、設問内容の検討など、委員の皆さまにご審議いただきながら、本年度、無事に実施することができました。改めまして、厚くお礼申しあげます。 今期より新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、まずは本調査の目的や概要について簡単にご説明いたします。本市の人権施策に関する基本方針は、令和 5 年 3 月に策定した「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」に定められております。 この基本計画については、社会情勢の変化や新たな人権課題を反映するため、5 年ごとに見直すこととしており、次回の改訂を来年度に予定しております。 そこで、市民の皆さまが人権問題に対してどのような意識を持っているのかを調査・分析し、本市が今後取り組むべき人権課題を改めて明らかにするとともに、次回計画策定の基礎資料とするため、本年 7 月 27 日から 8 月 12 日までの期間で、市民 3,000 人を対象として、意識調査を実施しました。 それでは、具体的な集計・分析結果や、回答状況などについて、担当者からご説明いたします。 令和 8 年度加古川市人権に関する市民意識調査の速報結果についてご説明いたします。今回の速報資料は、全 21 問のうち、回答者の属性と問 1、問 4、問 5 について取り急ぎ、整理しています。限られた設問ではありますが、人権を身近な問題として感じているか、自分の人権が侵害されたと感じたことがあるか、そして自分が他人の人権を侵害したと感じたことがあるかという流れで、市民の人権意識を捉える構成としています。今回の報告は、令和 8 年 9 月 14 日現在の速報集計に基づくものです。現段階では、主な傾向を把握することを目的としており、確定的な評価や結論を示すものではありません。今後の精査によって数値が変動する場合があります。また、自由記述については、現在、分類と分析を進めているため、今回の資料には含めておりません。構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。今回の資料でご紹介するのは、調査全体の一部です。本資料に掲載していない設問も、今後、年代別、性別及び設問別のクロス集計を行い、自由記述も含めて調査結果の全体像をお示しします。今回の速報値は、その分析に向けた出発点としてご覧いただきたいと考えています。 続いて、調査概要です。調査対象は、市内にお住まいの満 18 歳以上の市民です。郵送とウェブを併用し、令和 8 年 7 月 27 日から 8 月 12 日ま

		で実施しました。3,000 件を発送し、1,320 件を回収しました。このうち、白紙で提出された 4 件を除く 1,316 件を有効回答としています。回収率は 44.0%、有効回答率は 43.9%です。前回調査の回答率は 27.0%でしたので、今回は 17.0 ポイント上昇しています。今回からウェブ回答を可能とし、あわせてお礼状兼督促はがきを送付しました。はがきの送付後、ウェブ回答は 251 件から 509 件まで増加しており、回答機会を広げたことが、回答率の向上に寄与したものと考えています。回答数が増えたことにより、これまで表れにくかった意見を把握できる可能性も高まっています。一方で、回答者の構成には年代による違いがあるため、結果の解釈では、その点にも留意する必要があります。資料 3 ページに、回答者の属性を掲載しています。性別については、女性が 54.9%、男性が 43.3%、いずれでもないが 0.8%となっています。年齢別の回収率は、60 歳代が 59.0%と最も高く、18 歳・19 歳が 28.6%、20 歳代が 28.8%となっています。年代によって回収率に差があるため、全体の構成比だけで傾向を判断せず、今後のクロス集計で年代ごとの回答傾向を確認していきます。 　資料 3 ページをご覧ください。問 1 では、人権を身近な問題として感じているかを尋ねました。 「身近に感じている」が 42.4%で最も高く、次いで「身近に感じていない」が 29.3%、「わからない」が 20.7%となっています。令和 3 年度調査との比較では、「身近に感じていない」が 1.9 ポイント、「わからない」が 4.5 ポイント増加し、無回答は 4.9 ポイント減少しています。無回答が減った一方で、人権を身近に感じていない方や、判断がつかない方の割合が増えている点に留意する必要があります。この結果からは、人権を身近に感じている層が一定数いる一方で、人権問題と日常生活とのつながりを捉えにくい層も少なくないことがうかがえます。今後は、年代や他の設問との関係を確認し、どのような経験や認識が人権との距離感に関係しているのかを分析します。 資料 4 ページをご覧ください。問 4 では、ここ 5 年くらいの間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかを尋ねました。 「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合は 13.7%で、前回調査と比べて、ほぼ横ばいとなっています。 一方、「ほとんどない」は 40.6%から 21.9%に 18.7 ポイント減少し、「まったくない」は 32.6%から 46.0%に 13.4 ポイント増加しています。また、「わからない」は 9.3%から 14.7%に 5.4 ポイント増加しています。人権侵害を受けた経験があるとする割合だけを見ると大きな変化はありませんが、「ほとんどない」と「まったくない」の間で回答が大きく動いています。この変化を、直ちに人権侵害の増減として捉えることはできません。回答者がどのような出来事を人権侵害と捉えたのか、また、選択肢をどのような基準で選んだのかを含めて検討する必要があります。それらを踏まえた詳細な分析については、クロス集計が完了する次回の

		タイミングでお示しします。 資料5ページをご覧ください。 問5では、ここ5年くらいの間に、自分が他人の人権を侵害したと思うことがあるかを尋ねました。 「よくある」と回答した方は3人、「ときどきある」と回答した方は26人で、有効回答者全体に占める割合は合わせて2.2%です。一方、「わからない」は30.3%となっています。問4では、自分の人権が侵害された経験があるとする回答が13.7%でした。これに対し、自分が他人の人権を侵害した経験があるとする回答は 2.2%にとどまり、判断できないという回答が約3割を占めています。 二つの設問は単純に比較できるものではありませんが、被害を受けた側としての認識と、自分の行為が相手に与えた影響を振り返ることとの間に、認識の差がある可能性があります。これは、人権侵害に当たる行為を市民がどのように理解しているのかを考える上で、重要な分析の視点です。今回、問1、問4、問5を続けてお示ししたのは、人権に対する一般的な距離感と、自分が被害を受けた経験、さらに自分の行為を振り返る認識を、関連づけて見ていただくためです。 速報集計の段階では結論を出すことはできませんが、三つの結果をあわせて見ると、人権を知識として理解することに加え、日常の出来事を人権の問題として捉え、自分自身の行動にも結びつけて考えられるようにすることが、今後の教育・啓発を検討する上での一つの視点になると考えています。 今後は、「身近に感じていない」や「わからない」と回答した方にどのような傾向があるのか、また、被害を受けたという認識と他人を侵害したという認識の差が、年代や他の回答とどのように関係するのかを確認してまいります。 最後に、資料6ページをご覧ください。 今後は、単純集計に加え、年代別、性別及び設問別のクロス集計を行います。また、自由記述を含む回答内容の整理と分析を進め、調査報告書として取りまとめます。令和8年11月下旬から12月頃に、集計・分析結果を反映した調査報告書の素案を第2回審議会でお示しします。その際には、単に数値の高低を確認するだけでなく、回答の背景や設問相互の関係が分かるよう、分析結果を整理してご報告する予定です。 審議会でいただいたご意見を踏まえて必要な修正を行い、令和9年2月頃に開催予定の第3回審議会で、調査報告書の内容を確定します。確定した調査結果は、今後の人権教育及び人権啓発に関する施策の検討と、令和10年3月末に策定予定の計画の基礎資料として活用します。 説明は以上です。
	会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの説明についてご質問やご意見がございましたらお出しください。

	委員	資料記載のグラフについてですが、問 4 と問 5 で表現が違うように見えます。特に、問 5 については、ちょっと見づらいので、問 4 のように「ほとんどない」が何パーセントある等、各回答の割合についても、記述してほしいと思います。今後でよいので、よろしくお願いします。
	会長	これ、私もグラフを作成して本を書いたりすることがあるんですが、ご指摘いただいた、問 5 のようなグラフになってしまうことはよくあります。問 4 のグラフのような見え方にするには結構いろいろ手続きが必要というところはありながらも、資料を見ながら、グラフの説明がもっと記述部分にあってもいいのかなと思っておりましたので、非常にごもっともなご指摘かと思います。今後、よろしくお願いします。
	委員	今回の調査対象者が 18 歳以上からとなっておりますが、何か意図があるのかお伺いしたいのが 1 点、それと、単純集計とクロス集計についてですが、より実際の意識に迫れるのがクロス集計であるという理解でよろしいでしょうか。
	事務局	まず、調査対象に 18 歳未満の方が含まれていない点につきましては、3,000 という限られた調査数のなかで、前回と比較するということを念頭に置いたものでしたので、送る年齢層を同じにさせていただいております。 ただ、次回の意識調査、今から 5 年後にはなりますが、そのときに今回いただいた意見についても検討させていただきたいと思います。 ご質問いただいた 2 点目についてです。クロス集計すると、より詳しく見えてくるものがあるということについてですが、例えば、問 1 の、人権を身近に感じますかという設問に年齢をクロス集計してみると、「どうもこの年代というのは、他の年代に比べて、人権を身近に感じていらっしゃる方が多いな、少ないな」といった傾向が出ます。そうすると、「では、この年代が主対象になるような形で啓発をしてみよう」というようなことに繋がって、より効果的な事業が出来ますので価値があるのかなと。
	委員	年代別に回答数に差があるから、重みをつけて判断するという分析法については予定していますか？
	事務局	重みづけのやり方もご指摘のとおりあるのですが、今回は予定しておりますのは、前回と同じく標本通りの分析ということで考えております。
	委員	人権侵害をされたと思ったことがありますかという設問で「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合が 14%弱ぐらいですよね。 次の、人権侵害をしたと思ったことがありますかという設問で、した

		と思った方については、11.6%と 2%を足せばいいんですかね。
	事務局	資料が見づらくて申し訳ありません。問 5 の人権侵害をしたと思ったことがある割合は、0.2%が「よくある」、2.0%が「ときどきある」となりますので、合わせた 2.2%が「ある」と回答したことになります。
	委員	やはりそうですか、一見、そのようには見えづらかったので、聞いてよかったです。
	会長	私からですが、今回の回答率が 44%くらいということで、これは分析のしがいもあるというか、意識調査を実施するうえではありがたい結果だなと感じています。参考までに、これまでの意識調査の回答率の推移がわかれば教えてください。
	事務局	前回については 27.0%。前々回が 46%前後でした。実は、前々回が初めての実施ということですので、今回は 3 回目ということになります。
	会長	ありがとうございます。それでは、前回落ち込んだけれども、今回盛り返したということなのですね。他にご意見・ご質問ありますでしょうか。
	委員	集計等々ご苦労様です。5 年前、自分は何をしていたかなと思い返すと、コロナ禍明けで現場に戻ってきたくらいのタイミングです。調査を比較する際は、コロナ禍で人との接触がそもそも少なかったという背景が前回にはあるということも加味して、単純な数値比較だけでなくやっていかないといけないかなと、そんなふうに思います。
	会長	おっしゃる通りと思います。他にご意見等はありますでしょうか。 （意見出ず） それでは、今日のところは入口のところということで、次回、いろいろ出していただけると思いますので、その際ご意見いただくこととし、今回は 44%までいったことをともに喜んで終わりということにさせていただこうと思います。
議事②	会長	では、次の議事に移りたいと思います。令和８年度加古川市人権文化センター事業について、事務局よりご説明よろしくお願いします。
	事務局	それでは、説明に移ります。 説明にあたっては、A4 たて書きの資料 1「令和８年度加古川市人権文化センター事業予定について」を使って説明させていただきます。

		A4 よこ書きの資料 2 につきましては、前回の審議会での報告内容と重なること、また、事前の送付資料であることから、ご質問のみ後ほどお受けさせていただきます。 それでは、資料 1 をご覧ください。 令和 8 年度の人権文化センター職員体制についてですが、人権文化センター所長、副所長、指導主事の 3 名を管理職とし、総務係・研修係 4 名、教育・啓発係 12 名（管理職兼任 1 名）の 18 名体制となっております。 隣保館事業費補助金についてですが、隣保館の運営・維持補修に係る事業に対する費用への県からの補助として、令和 8 年度は 5,463,000 円を予定しております。 人権啓発活動地方委託金については、委託金交付状況のとおり 4 事業となっています。その内、「おもいやりのこころ」と「人権の花運動」につきましては、2 市 2 町による輪番制で、4 年に 1 度の実施事業となります。 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画についてですが、現在は令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする基本計画に従って事業を実施しているところです。次回の改訂は、令和 10 年の 3 月を予定しています。 人権教育啓発推進審議会についてです。今年度は、本日を第 1 回目とし、次回は 11 月下旬から 12 月頃の開催を予定しております。 人権施策関係課連絡会議についてですが、市の関係各課の所属長で構成されており、人権課題や人権相談事例の情報共有、円滑な相談体制の確保を図るため、定期的に開催しています。 加古川人権擁護委員協議会加古川市部会についてですが、加古川人権擁護委員協議会に属する擁護委員のうち、加古川市長から推薦を受けた委員で構成されており、研修会や街頭啓発を実施しています。 人権文化センター施設利用についてですが、令和 7 年度の実績は 22,970 人で、令和 6 年度の実績 24,748 人と比べると貸館利用人数が 1,778 人減少しております。（理由としては、6 年度頻繁に利用のあった有料団体の高齢等の理由による活動休止、他施設での活動となった団体が生じたこととなります。）その一方で、稼働率は 20.5%となっており大きな変化はありません。また、令和８年度 4 月～7 月の 4 ヶ月間の実績としては、利用人数が全体で 8,351 人という状況となっており、令和 8

		年度も令和 7 年度に近い利用人数となることを見込んでおります。 次に、展示コーナーの活用についてですが、昨年度末にモニターを設置し、当センターマスコットキャラクター「ライトン」の啓発動画を配信しています。また、通年展示しています児童の作品展示については、11 校の小学校が参加予定です。作品を見るため足を運ばれる保護者の方も多く、作品展示が当センター認知度にも繋がっていますので、参加のない学校に対しても、引き続き募集を呼びかけております。 人権文化センターの登録団体についてです。 まず団体数・構成団体については令和 8 年度も現状維持を見込んでおります。本センターでは、令和 7 年度より日頃の活動に加え、「人権研修の実施」を登録の要件として位置づけております。 制度の移行初年度となりました令和 7 年度は、すべての登録団体において人権研修を実施していただきました。 今年度についても、各団体の皆さまが取り組みやすい、また有意義な研修となるよう、本センターとして、しっかりとサポートをしていきたいと考えております。 人権文化センターでは、対象者ごとに 3 段階の人権学習講座を実施しています。 人権学習初級講座（人権ひろば）についてですが、「人権ひろば」は公民館エリアで一般の市民の方を対象に開催しています。 6 つのテーマごとに 1 年に 2 会場で講演を行い、市内 12 会場を 6 年かけて開催しています。今年度は、新しく「同和問題」に明石一朗さんを講師にお迎えしています。 人権学習中級講座（人権学習専門講座）についてですが、「専門講座」は人権アドバイザー、学校の教員、知識や意欲のある市民を対象に、地域の人権リーダー育成を目指して実施しています。 今年度は「同和問題」と県啓発 DVD のテーマである「社会におけるひきこもりと人権」をとりあげ、各 2 回ずつ計 4 回の講座を開催しました。 人権学習上級講座（人権リーダースキルアップ講座）についてですが、この講座は地域における人権教育の中核となるリーダーの養成を図るため、人権アドバイザーや人権擁護委員、指導主事などを対象に実施しています。町内懇談会等での人権講話の講師をしていただくため、相談スキルアップやワークショップ等の講座を盛り込み、年 7 回を予定しています。なお、各講座において、受講者にアンケートを記入いただき、今後の講座の進め方の参考とさせていただいております。

		「地域に学ぶ体験学習支援事業」と「人権教育推進市町事業」については、小中学校を対象にした事業になります。今年度、地域に学ぶ体験学習については７学級、人権教育推進市町事業では 11 学級の計 18 学級が実施しております。 「人権教育振興事業」は、主に園児、入園前の幼児、保護者、地域住民を対象とした、人権課題の解消を目指した取組で、幼稚園・こども園を対象にした事業になります。 今年度は新たに開園したかこいろこども園が加わり、11 の幼稚園、4つのこども園で年間 15 時間以上の取組が実施されています。 「全市交流学習会」については、先ほど説明しました「地域に学ぶ体験学習支援事業」と「人権教育推進市町事業」に参加する全学級の児童・生徒が人権文化センターに集まって交流を深めるための会です。今年度はひょうごパラスポーツ指導者協議会の協力をいただき卓球バレーと、ちめいど雄介さんによるコンサートを９月 12 日に実施しました。 ふれあい交流事業補助金は、連合町内会や校区同協を対象とした補助金です。人権学習会や講演会、作品展を開催するなど、様々な工夫を凝らし事業を実施することができています。令和８年度は、申請途中ですが、７月 31 日現在８件 11 校区からの申請がありました。 「人権のまちづくり事業」についてです。この事業は、様々な人権課題に対して、市民レベルでの自主的な取組を推進し、地域リーダー育成を目的として開催される研修や講座にかかる経費の一部を補助する事業です。今年度は、昨年度同様 6 団体から申請があり、計画的に活動されています。 加古川市人権・同和教育協議会は市内の各校区同協（校区人権・同和教育協議会)、企業人権・同和教育協議会及び人権に関する関係機関団体等と連絡調整を図り、市内全域で啓発を行ったり、研修会、講演会等を開催したりしております。今年度は、人権フォーラムにおいて、多文化共生や教育の大切さなどについてチベット出身の歌手バイマーヤンジンさんに講演をいただきました。セミナーに関しては、同和問題、戦争と平和、インターネット上の人権侵害をテーマに、座学 2 回とフィールドワークを１回行う予定です。 「加古川市人権啓発推進員協議会」では、条例に基づき、効果的な人権啓発の推進を図ることを目的として、人権啓発推進員を中心に、研修会、啓発活動等を進めていただいております。人権啓発推進員の任期は２年で、７月末現在 350 名の方を委嘱しています。昨年度同様、各地域の

		町内懇談会が充実するよう、希望者に対して研修を実施しています。 「加古川市企業人権・同和教育協議会」は、市内の企業内における同和教育を根底とした、人権教育の浸透を図り、明るい職場づくりと社会を作ることを目的とした企業における人権啓発、人権教育の取組を推進する協議会です。現在、加古川市内の企業 147 社が加盟され、新入社員研修やブロック別研修など実施しています。 ここまでで、前半部分の説明とさせていただきます。
	会長	それでは、ここまでの報告についてご意見・ご質問ありましたらよろしくお願いします。
	委員	毎回同じことを言っている気もしますが、ふれあい交流事業についてです。この資料、書き方がちょっとわかりづらいというか、10 小学校区で 7 件とあって、令和 7 年度については 20 校区で 14 件なんですけど、これは、14 件申請があったなかで 20 の学校が参加したという見方でいいんですか。
	事務局	小学校区を対象とした事業となりますので、校区同協としていくつかの小学校からまとめて申請がある場合もあります。ですので、14 件申請があったうちの 20 の小学校で実施されたということになります。
	委員	全学校の数字を教えてほしいです。小学校は全部で何校あるんですか。
	事務局	26 校です。
	委員	となると、6 校は参加していないということになりますよね。
	事務局	そうですね、ただ、あくまで補助金を使わなかった学校が 6 校という意味合いになります。
	委員	補助金を使わないけども、取組はやっているんだという学校があるのだったらそれもこの中には入れてほしいし、何らかの事情で例年やっているが今年はできなかったということがあれば、それも書いてほしい。毎年やっていない学校があるのであれば、それは問題だと思いますし、それもわかるように資料に記載してほしい。何も、やることを強制してほしいとまでは言わないですけど、啓発のことなのでしっかり取り組んで欲しいなと思うんです。
	事務局	令和 8 年度補助金申請としては現在のところ既に申請があったものについては資料記載のとおりではありますが、把握している限り、全ての

		小学校区において人権フェスティバルが行われるというふうに聞いております。 そのうち 2 校については補助金の申請をしないという風に聞いておりますが、それ以外の小学校についてはすべて、今年度補助金の申請をする予定であるという話は聞いております。
	委員	この資料では誤解を招くと思うし、そこまでもうわかっているのであればきちんとそこまで数字を出してください。よろしくお願いします。
	事務局	あくまで予定という形であれば 25 件となります。残る 1 件については、ちょっと事情があると聞いています。
	委員	事情がわかっているのであればいいのですが、取組をしてもらわないといけないのか、しなくてもいいのか、そこらも補助金を出す側としてはどういう考えなのかも聞きたいです。補助金の申請がなければ、してもらわなくても構わないという考えではなくて、やってほしいということで働きかけはしてほしいと思います。
	事務局	フェスティバルの実施はされております。ただ、補助金を使うかどうかということであれば、使わないということなのです。
	委員	そうですか。補助金をもらわなくてもきちんと取組が出来るなら、それが一番良いと思います。
	会長	このあたりは、補助金の趣旨に関わりますよね。例えば、文科省が人権教育推進事業というのをやっていまして、校区とか各学校から申請を受けて、ここには補助金を出すとか出さないとかいう事業があるんですけど、そこでは、ここの地域からはこれまでほとんど申請がないから、申請の段階ではこれまで取り組めていないところを応援するという趣旨をはっきり打ち出していたりしますよね。ただ、補助金を受けたところで、20 万円もらえるかどうかという事業なので、なかなか補助金を受けようという意欲に繋がらない部分があるなぁとは思っているんですけど、加古川市の補助金は、設計者の意図にかなったような状況になっているのかなぁと思いながら聞いていました。
	事務局	要綱では、こども、大人、高齢者という 3 者を対象とした事業になるようお願いしています。それから、校区同協の小学校区同協というところで事務局になっている学校を中心にフェスティバルをされている。そのときのこどもが参加しているパターンもあれば、補助金の対象が校区同協と連合町内会という形になるので、町内会のほうでしたいという声があった場合には、学校が絡まずに、地域でやっていただけるところが

		いくつかあります。そういった枠組みに収まれば補助金を出すことが可能なのですが、なかなか入りきれないというところで単独で１校区、２小学校がそういうフェスティバルを担当されている状況となっています。そこはもう、今のところその形を維持したいということですので、その形でやっていただける。他のところはすべて小学校区を中心に動いているというところです。
	委員	他にありましたらお願いします。
	委員	まずウインターステージについて、内容がよくわからないので説明してください。もう一点、人権施策関係課連絡会についてですが、非常に各所で大きな問題があるとは思うのですが、例えば今年は外国人の人権とかこどもについてやる等、テーマを決めてやったほうがいいのではないでしょうか。 それと、加古川市企業人権同和教育協議会についてですが、いろんな活動をされているようなのですが、我々町内会ですと、あくまでボランティアの範囲でやっているけども、企業となりますと、給料が入るのである程度取組を強制できると思うので、人権について指導されればより効果的かなと思うのですが、いかがでしょうか。
	事務局	ウインターステージについてはまた後ほどご説明させていただきますが、人権に関する映画の上映会をさせていただいて、あわせて人権文化センター登録団体の発表会を行い、登録団体間や地域の皆さんの交流は図るということで事業実施しております。令和 7 年度につきましては、チョコレートな人々という映画を上映しました。 続きまして、人権施策関係課連絡会についてですが、これは市役所のなかでいろんな人権問題に絡んだ話を受ける可能性があるということで、ここにもいくつかの課を並べておりますが、最近の相談はどういうものがあったか、件数はどれくらいあったかというような情報を共有して、傾向を共有しながら、いざというときに連携できるようにという体制をとっている会となっていて、テーマを決めて研修を行うというよりも、相互に連携をとるための会となっているところです。 企同協につきましては、企業が自主的に集まられて協議会を組まれているという形で、その事務局については人権文化センターでさせていただいているというものになります。ですので、その運営につきましては、企同協として本日参加されております委員の方からご説明いただくほうが良いかと思いますが、お願いできますでしょうか。
	委員	企同協の活動は 50 年を超えるような形で続いております。定期的にブロック長会をやって、研修会もやっておりまして、キャッチコピーやイラスト、ロゴマークの募集もさせていただき、各企業から提出もいただ

		いておりますので、何とか継続していきたいと思っております。
	会長	今、質問のありました関係課連絡会というのは、労働や国際関係の部署は入っていないんですかね、加古川市に労働部というのがあるのかは知らないですけど、結構関わり合いがある部署かなと思うんですけど。
	事務局	関係課連絡会には入っておりませんが、企同協という大きな組織のなかには、産業振興課が入っております。
	会長	他にご意見・ご質問ございましたらお願いします。
	委員	登録団体のほうでお話しをしたいと思います。人権文化センター登録団体は今、去年から熱心に人権の研修に取り組んでくださっています。人権学習のために、研修のＤＶＤや、映画を見たりしています。人権 come 架夢としましては、外部から講師の方を招いて、公開学習という形もとっています。今度は 10 月 2 日に予定しておりますが、そういった活動も年 1 回やっております。人権まちづくり事業も利用させていただいて、いろんなことをさせていただいております。今年のウインターステージでは、登録団体として戦争をテーマとして発表しました。今度、それらを「戦争を語り継ぐ」という冊子にしようと取り組んでいるところです。また、完成したら皆さんに読んでいただきたいと思いますので、その際はよろしくお願いします。それと、兵庫県人権教育研究協議会が先日南あわじで開催されたのですが、参加をしてきました。その前にも東人協がありましたが、いつもテーマに部落問題をはじめとしてといったようなことがついているのですが、なかなか部落問題のことに直接ふれた内容になっておりません。揚げられているテーマのことをやるつもりで来たのに、全然テーマに沿ったような内容じゃなくて、内容自体は素晴らしいのだけど、そういった地域について何も語っていなかったので、それが残念だったという感想を持ちました。実際、グループで話をしていたときもそういった感想は他にも出ましたので、3 年後には加古川での開催ということになっていますので、加古川で開催するときは、そんなことのないよう、ぜひお願いしたいと考えております。
	会長	大事なご指摘ですね。3 年後に向けて、今こういったことをやっているとかあれば、教えてください。
	事務局	令和 11 年に県の中央大会を加古川市で実施する予定になっております。その節は、いろんな研究テーマがあるとは思いますが、皆さまご助力をよろしくお願いします。東人協というのは市同協の上部団体で、東播磨管内での協議会で、各市町が持ち寄って勉強をしながら進めているというものになります。正式名称は、東播磨地区人権教育研究協議会と

		なりまして、加古川市も所属しておりますが、この 1 つ上部に位置するのが、兵庫県人権教育研究協議会となり、さらにその上が、全国人権同和教育協議会となっています。東播磨地区のほうから、加古川市はこの内容で発表をお願いしますという形の依頼が来まして、加古川市で振り分けをして発表をしていただいているという状況にあります。来年度、再来年度については、加古川市が同和問題というテーマで当たっていますので、加古川市のなかで研究を進めているところです。ですので、まさに同和問題をテーマとした発表をさせていただく予定となっていますので、ぜひお越しいただければと思います。
	会長	3 年後を目指して、お互い頑張っていきましょうということですね、ありがとうございます。他にご意見がありましたらお出しください。 意見がないようでしたら、事務局、後半の説明をお願いします。
	事務局	それでは、説明を続けます。かこがわハートフルフェスタについてですが、明るく親しみやすい雰囲気のなかで、子どもから大人まで幅広い世代の方に楽しみながら身近な人権について学んでいただくイベントとして、夏に、市民会館にて開催しています。 令和 6 年度から運営が市民会館に移行していますが、上映映画の選定やホワイエの展示などの企画については人権文化センターも協働して、実施しております。今年度は 8 月 29 日（土）に、兵庫大学の学生ボランティアによる絵本の読み聞かせ、映画「野生の島のロズ」を上映しました。 ウインターステージについてですが、今年度は 2 月 13 日（土）を予定しています。 人権カレンダーの全戸配布についてですが、この事業は、幅広く市民に募集し、日常生活の中で、人権擁護や人権尊重の精神について、市民が意識し、そういったイラストなどを用いた絵手紙を集めてカレンダーを作り配布、カレンダーを目にすることで市民の人権意識を高めるという事業です。広報かこがわ 7 月号で募集を行い、12 月に広報かこがわと同時に市内の各戸に配布しております。 啓発事業ですが、これは人権啓発推進強調月間である 8 月と、人権週間がある 12 月に街頭啓発を実施するものです。令和 7 年 8 月には、JR 加古川駅・東加古川駅・宝殿駅・山陽電車別府駅の各駅前にて街頭啓発を実施し、12 月には、加古川駅前で街頭啓発を実施しました。 今年度も、8 月 3 日に昨年同様市内の 4 駅において街頭啓発を実施しました。12 月については JR 加古川駅前での街頭啓発を予定しています。 「人権標語・キャッチコピー、人権ポスター、人権マーク」についてで

		す。この事業は、8月の「人権を大切にする市民運動」の一環としての一事業です。主に小・中・養護学校の児童生徒に募集を呼び掛け、集まったポスターや人権マークを基に市内全域に掲示するポスターを作成し、市民の人権啓発を行っております。選ばれた優秀作品につきましては市役所の五角柱に掲示したり、クリアファイルに印刷して市民に配布したりするなどの啓発活動に取り組んでおります。 五角柱へのキャッチコピー、ロゴマークの掲示についてですが、これは先ほど説明させていただいた募集作品のうち、キャッチコピーとロゴマークの優秀作品について、8月から、加古川市役所敷地内にあります五角柱に掲示をして、啓発を図るものです。 人権文化センターだよりについてです。人権文化センターでは人権啓発のため、例年、定期的に5回、臨時号として2回程度センターだよりを発行しています。コラムなどの原稿につきましては、人権アドバイザーの方にも依頼しており、その時節の身近な話題を題材としていただくことで、様々な視点での人権啓発につなげていきたいと考えています。 人権関連図書の貸出についてです。人権文化センターでは、令和7年度末現在で4,024冊を所蔵しています。昨年度、新規購入した図書は63冊で、図書コーナーには市民の方の要望に応えるための図書リクエストカードを設置しています。購入した図書につきましては、人権文化センターだよりや市のホームページに掲載し、市民の方へ案内しています。 ビデオ・DVDにつきましては、令和7年度末で257種類361本を所蔵しています。令和7年度の貸出件数は642件となっており、利用者数も増加傾向にあります。令和7年度は同和・LGBTQ＋・職場・障がい者・ハンセン病などのテーマに係るDVDを12本新規購入しました。令和8年度7月末の貸出件数は212件となっています。今後も、地域の方々にとって、わかりやすく、より活用しやすいものを揃えていきたいと考えています。 令和4年度から、8月の「人権を大切にする市民運動推進強調月間」および12月4日から10日までの「人権週間」の日程にあわせて、人権に関する図書を掲示する特設コーナーを市内全4図書館において設置しています。今月も、各図書館に、特設コーナーを設置し、本を手に取っていただきやすくなるように、啓発のぼりと、啓発ウェットティッシュもあわせて配架させていただきました。 YouTubeチャンネルでの配信についてです。人権文化センターでは、人権啓発を目的にYouTubeチャンネルを開設しています。人権文化センタ

		ーマスコットキャラクター「ライトン」が登場する「ライトンが行く」シリーズや、トライやるウイーク実習生がアフレコに挑戦し人権アドバイザーの作品をラジオドラマにしたもの、人権ひろばの講演動画などを配信しています。 人権アドバイザー活動についてです。平成 27 年度より人権アドバイザーを設置しています。人権アドバイザーとは、人権教育及び人権相談の実践に熱意を持ち、教育的識見を有する方を市が委嘱し、要請を受け、町内懇談会や学校、企業等での人権研修において指導・助言を行うことや、月 1 回公民館での人権お困りごと相談の対応を行っています。 今年度は 20 名体制で活動をしており、7 月末現在で 161 回の派遣要請を受けております。 人権相談事業について説明させていただきます。人権文化センターでは人権相談専用ダイヤルを開設し、全職員で対応しており、人権課題にかかわる相談だけでなく、様々な相談が寄せられます。人権文化センターでは、相談者の困りごとがどこにあるのかを寄り添って相談を受けるよう、傾聴に努め、対応しています。令和 8 年度は 7 月末現在、専用ダイヤル 33 件、専用ダイヤル以外 8 件、来訪 7 件となっています。 公民館巡回人権相談についてです。令和 8 年度は 7 月末現在、3 件の相談がありました。市民が何かあったときに安心にして相談できる身近な相談窓口として、各公民館で毎月一回、人権アドバイザーによる人権相談を開設しています。現在、相談時間は午後の枠だけとなっておりますが、来年度から午前の枠を入れるよう調整を図っているところです。 相談内容については、資料 3 をご覧ください。上段の左側、人権文化センターと公民館で受けた相談 24 件が 6 月末現在の相談件数です。その右側に記載していますのが相談内容の内訳です。まずは法務省が示す啓発活動強調事項の件数とそれ以外ということで、24 件のうち「女性」から「震災等の災害」までの法務省が示す啓発活動強調事項が 1 件とその他 23 件という振り分けになっています。下段の表は、その他の 23 件を、さらに振り分けたものになります。最近の傾向としては、話し相手や相談相手がいらっしゃらない方が、ご近所トラブルや社会・生活不安などの生きづらさを相談されるケースが多く見受けられます。 インターネットモニタリング事業の説明にうつります。インターネットモニタリング事業では、インターネット上の差別的な書き込みに対する監視を行い、悪質なものがあればサイトや、法務局へ削除要請を行っていきます。7 年度は 49 回実施し、発見した 69 件をサイトへ削除依頼、うち 35 件は削除に繋がっております。令和 8 年度は、7 月末時点で 13 回実施し、4 件の差別的な内容の書き込みを発見しましたが、現状で削除に

		至ったものはありません。 地区公民館、児童公園維持補修事業、地区公民館整備移管事業についてですが、地区公民館に関しては、令和４年６月時点で全 24 館の地元町内会への移管が完了したところです。北神野公民館に関しては、本館と分館があり、地元町内会と協議した結果、分館に関しては解体が完了し、児童公園に関しては、引き続き地元の町内会施設管理者に委託する形で、維持管理をおこなっています。 人権文化センター維持補修事業については、利用者が安全・安心に活動できるよう、古くなった設備の修繕などをはじめとした施設の維持管理をおこなっています。 以上で、加古川市人権文化センター事業実施報告の説明を終了します。
	会長	それでは、今説明のあったことについて、ご質問ご意見ありましたらよろしくおねがいします。
	委員	人権相談についてですが、毎年 1 件か 2 件は、ここは同和地区ですかといった問い合わせがあるかと思うのですが、これも相談といえば相談なので、件数に計上して表に記載してほしいです。
	事務局	相談があった際には表に入れさせていただいています。今年度に関しては、そういった問い合わせがなかったので、記載しておりません。
	委員	去年も何件かそういった問い合わせがあったと記憶していますが、この表に入っていなかったと思うのですが。具体的に相談の形にならずに一方的に尋ねてきて、一方的に電話を切ってしまうということもあったと思うんですが、それも相談といえば相談なので、それに答えるか答えないかということではなくて相談があったということにして、件数を計上してほしいと思います。
	事務局	承知しました。ただ、人権文化センターや人権お困りごと相談のなかで問合せや相談があったものについて計上する表になりますので、他課が受けたものについては記載するのは難しいかなと。
	委員	他課への問合せというのは、本庁で受けたものということですよね。皆さん、それについてどう思いますか。本庁で受けたものも相談といえば相談かなと思うのですが。
	事務局	この表が、原則的に相談電話がかかったものを表すものになっていて、

		専用ダイヤルへかかってきたもの、人権文化センターに直接電話があったもの、例外で人権文化センターに直接お越しいただいて相談を受けたもの、公民館で相談があったものという枠組みになっています。 　他課へ相談があったものについては、記載がないことになります。
	委員	そうなると、市として受けた・起こった差別事象を人権文化センターが把握して、別の資料で作らないといけないということになってくるので、この表に、件数として含まれるような形でお願いしたいと思うんですが。人権文化センターの管轄する範囲の件数はわかるけども、市全体での数字はありませんというのであれば、人権文化センターの価値が問われることになると思いますよ。
	事務局	ご意見いただきましたので、今後、皆さまにどういった形でお示しするか検討させていただきます。
	委員	相談内容自体がどんなものであったかは示すことができないということは勿論理解しています。答えられないようなことを聞いてくるといったこともあると思いますし。ただ、件数としてはしっかり示してほしいと思います。
	会長	八尾市では、市全体でどういった差別事象があったかということは、どの部署で受け付けても、市全体として把握するということにしていますので、いつどこで、どんな問合せがあって、どんな対応をしたのかという一覧表があります。八尾市の審議会では、市内の不良が多い中学校というユーチューブの動画を流して、委員に、これについてどう思うかという形で行ったこともあります。ちなみにこの動画は特定の中学校の名前を、不良が多いということで名指しするような動画で、それそのものには差別的な内容は含まれないのだけど、それについてくるコメントが差別だらけなんです。これに対して八尾市として動画の削除を運営に求めていくのだけど、映像そのものには「同和」とか「部落」とかいう内容が全く含まれないので、現状、削除が困難となっている。昨今、映像の内容で露骨な差別動画という物自体は減っているけど、今申しあげたようなタイプの映像にどう対処していくかが課題だと市の担当者はおっしゃっていました。そのように、審議する論点がわかるような資料の出し方をしていただけたらと思います。 　他にご意見やご質問ありましたらお願いします。
	委員	人権標語、キャッチコピーについてですが、学校教育として小学校や中学校に募集しているんですか。もう少し範囲を広げて社会教育として、外国人とか障がい者とか、そういった方々にも募集してみてもいいんじ

		ゃないかと思います。例えば、特別支援学校は対象外ですか。 それと、人権相談について、いろんな分類があるなかで、生活不安、社会不安とかもありますが、これについてはおそらく社協のなかにあるボランティアでもかなり対応ができる部分かなと思いますが、そのあたりの協力・連携はどうされていますか。
	事務局	標語、キャッチコピーの件については、学校教育という枠ではなく、人権文化センターとして学校に依頼して、ゴールデンウィークの宿題としてやっていただいているという形です。市としては、すべての小学校・中学校・養護学校に依頼をかけております。養護学校からも時折、作品があがってくることもありますが、障害の程度によって、提出が難しいときがあるというときもあります。社会教育については企同協で同じような取組をしていただいております。
	委員	それであれば、企業としてのキャッチコピーとかがあがってくるわけですね、外国人や障がい者の方が作った標語やキャッチコピーがあがってくる枠組についてはどうなっていますか。
	事務局	学校には障がいがある方も、外国人の方もいらっしゃいますので、あくまでもこどもを対象としてこどもの声を広げていくという事業になっているのかなと思います。
	委員	2 点目の、社協との協力に関する質問についてはどうですか。
	事務局	その前に、すべての方を対象にしている事業としては、人権絵手紙カレンダーがありまして、毎年、いろんな方の応募があって、素晴らしい作品が集まっているという状況です。 社協との連携について、相談内容に応じて社協の事業とあう部分については、社協を連絡先としてお教えさせていただいていますので、そういった形で連携することはあるということでご理解いただければと思います。
	委員	インターネットモニタリング事業について、令和 7 年度は実施回数 49 件で発見が 69 件、令和 8 年度は実施回数 13 回で発見 4 件で回数に対しての発見の割合が大きく減っている。これは、どういうことなのか。それと、令和 7 年度は 69 件のうち、35 件削除できて、法務局への報告件数というのが 3 件に留まるのですが、どういったものであれば法務局へ報告することになるのか、そのあたりも教えてください。
	事務局	今年度時点で件数が減っているということなのですが、この傾向は令和 7 年度で既にありまして、削除依頼に対する実際の削除された割合と

		いうのは令和 6 年度に比べて減っています。と、いうのも、削除依頼のやり方というのは特に変えていないのに、サイトに依頼しても、削除してもらえなくなったところがあって、それで割合が落ち込んできているということです。今年度に関してもそういった傾向が続いているのかなと。法務局への報告については、まず市としては、事業としてモニタリングを行い、悪質だと認めたものについて各サイトに削除依頼をして、なおも消えない書き込み等については法務局からも削除要請をしてほしいということで、依頼をするのですが、法務局としても、特段悪質、つまりは、はっきりと個人情報等が出ているものでなければ対処が難しいというお答えをいただいております。それらを踏まえて、結局報告に繋がったのが 3 件ということでございます。
	委員	今のことに関連することとして、今、県庁前で行われているヘイトスピーチのことなのですが、聞くのも嫌になる言葉で、言葉を借りれば、おぞましい差別事象というようなことが起こっています。団体としても、法務局に対応を求めました。そうすると、個人的に受けられるけど、団体としては対応できないと言われました。法律にそういう規定はないのですが。今は、もう一度団体として働きかけをしていこうということになっています。県庁前のところは、小学校も近いですし、ヘイトスピーチが拡声器で、学校にまで筒抜けなんです。そこで差別用語がどんどん出ているような状況で、本当にひどい状況です。差別動画の活動も、ここ最近は活発になってきています。そういった状況なので、人権文化センターにおいても、敷地内の写真や動画撮影は禁止ということをはっきりと職員さんの意識レベルで引き締めておいてほしいなと思います。
	会長	今のやりとりで出てきていることは今の人権をめぐる課題で一番の急所かなと思います。要するに、差別しても処罰する法律がないというのが日本社会の現実で、個人に対しての攻撃は名誉棄損という罪になるけども、集団を対象に攻撃するということに対しては、まったくといって、法整備がない。それとの関連ですが、キャッチコピーやロゴマークについてですけど、あまりに選ばれる作品が、優しさとか思いやりを前面に打ち出したものに偏っていて、これでは、今申しあげたような集団に対しての差別が野放しになっているような状況に対抗していけるのかと思うんです。もう少し個別の人権課題について触れているようなものが選出されてもいいんじゃないか。これが加古川市の人権教育の水準だとかいうふうに思われても困るんじゃないですか。各学校に対して働きかけといいますか、こういった人権課題についてなるべく取り上げてくださいなどのメッセージを伝えたうえで取り組んでもらうとか、選考の担当者にそういった点をご承知おきいただいたうえで選考してもらうとか、やり方があると思うのですが、いかがですか。

	事務局	加古川市の人権担当の先生方を対象に、指導助言として授業研究等の際に人権課題を取り上げて授業でやってくださいというお願いはさせていただいております。作品等については、小学校1年生から中学校3年生までと幅広い対象のなかで、5点のうち2点が中学校、3点が小学校から選ばれるような形で審査をしております。ですので、こどもの発達段階のなかで出てくるものとしてこういったものが出てきているというところがあります。ただ、人権作文、人権擁護委員さんたちが、市内の中学生に募集をかけてやっているものについては、そういった視点も持って選考してほしいと先生方に直接お話させていただいておりますところです。
	委員	インターネットモニタリング事業について、事務局説明で削除件数については触れられていましたが、資料に記載されていないので、記載もよろしくお願いします。それと、モニタリングについて、市のホームページには出ていなかったと思うので、それも載せればいいんじゃないかと思うのですが、いかがですか。
	事務局	ホームページに記載することで、抑止力になるというところも考えられますので、検討させていただきます。
	会長	時間もだいぶ終了時刻に近づいてきましたので、他にご意見等がなければ、次第の「その他」に進みたいと思います。 （質問・意見出ず）
その他	会長	次第ではその他となっていますが、事務局から何かありますか。
	事務局	次回審議会の日程は、11月下旬頃から12月を予定しております。市民意識調査の分析の進捗状況にもよりますが、具体的な日時が決まりましたら早めにご連絡しますので、次回もよろしくお願いいたします。
閉会	会長	ほかになければ、これをもちまして、議長の役を終わらせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。
	事務局	ありがとうございました。では、閉会にあたり副会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。
	副会長	（閉会あいさつ）
	事務局	ありがとうございました。本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さまには内容をご確認いただくこととなりますので、

		よろしくお願いいたします。 　なお、傍聴人の方にお渡ししている資料につきましては、回収させていただきますので、事務局職員へお渡しいただいたのち、お帰りください。それでは、令和８年度第１回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会いたします。 　　本日は、どうもありがとうございました。